

# 羽島市民病院医薬品採用等取扱い申し合せ事項

設置 平成 14 年 5 月 21 日

改訂 令和 4 年 4 月 25 日

## I. 医薬品の新規採用申請について

1. 新規の医薬品等の採用を希望する場合は、『新規医薬品採用申請書』（以下『申請書』という）を事務局である薬剤部に提出しなければならない。
2. 『申請書』は電子カルテの病院掲示板左側の「薬剤部関連」に入っているため印刷して申請医師が記入すること。
3. 正規採用申請書の提出期限は、羽島市民病院薬事委員会（以下「委員会」という）開催月の第一金曜日 17:00 までとする。但し、該当日が休日の場合はその前日とする。
4. 申請書類は薬剤部が管理するものとする。
5. 『申請書』が「医薬品採用等取扱い申し合せ事項」に該当するか否かを薬事委員長は薬剤部と協議し、適正な運用を図る。
6. 正規採用かつ院内・院外共通医薬品（院内専用含む）の申請に際しては、1 増 1 減を原則とし、削除候補医薬品を『申請書』に提示するものとする。申請時に削除候補医薬品の提示が出来ない場合は本採用審議まで提示を延長することができる。ただし、申請された医薬品を院内に在庫を置かない場合（用時購入医薬品）は削除候補医薬品の提示を免除とする。
7. 同一組成及び同一含量の先発医薬品が複数社から同時発売された場合は、委員会でその採否を検討し、院内使用で採用の場合は納入見積り額を参考に販売会社を決定する。
8. 新規採用の審議を経た医薬品は、これを仮採用とし、4 か月後の委員会で本採用の可否を決定する。
9. 申請日より 6 か月を経過して使用実績の無い場合は不採用とし、必要時に再度申請することとする。
10. 臨時（臨時申請）に新規医薬品が必要となった場合は、『申請書』に必要事項を記入し 16:00 までに薬剤部に提出する。16:00 以降の受付については翌日付受付となる。尚、この申請については特定の患者毎に限定（一患者一申請書）して使用することとし、当該医薬品の使用が同時期に 3 症例目（1 診療科）となる場合は、別に『申請書』を正規採用申請として提出することとする。また、提出された『申請書』は事務局員がスキャナー後、サイボウズにて院長、薬事委員長、薬剤部長に送付、3 者から疑義無く「確認」されれば仮決裁とする。但し、次回薬事委員会にて審議を受けるものとする。当該医薬品は必要最少量を購入し、申請医師は院内在庫を残さないようにすること。

11. 臨時採用薬品の購入については院長の仮決裁後、用度係にて入札が行われる。契約の成立後、マスタ登録等の事務作業の必要性がある為、処方入力及び使用には通常申請日から 3 営業日を要する。このため『申請書』の提出は、使用開始予定日前に余裕を持って申請すること（特に休前日の場合には日数の余裕をもって申請すること）。なお、一部の医薬品については、入手までに 1 週間以上を要する場合もあるので注意されたい。
12. 時間内・時間外を問わず非採用薬品が緊急的（緊急申請）に必要な場合は、薬剤部職員に連絡して当該医薬品を取り寄せることができる。この場合、処方入力が可能となるまでは主治医は手書き処方箋による運用で対応し、入力可能となり次第、主治医が事後入力を行う。その後、できる限り早い時点で『申請書』を薬剤部に提出する。提出された『申請書』は事務局員がスキャナー後、サイボウズにて院長、薬事委員長、薬剤部長に送付、3者から疑義無く「確認」されれば仮決裁とする。但し、次回薬事委員会にて審議を受けるものとする。
13. 削除を決定した薬品を再び必要とする場合は、新規医薬品の取扱いに準ずるものとする。
14. 院内・院外を問わず患者限定として採用申請する場合は、必ずしも削除薬品の提示を必要としない。
15. 患者限定で申請された医薬品の在庫が残っている場合、薬剤部は積極的に医師に処方依頼をすること。医師が処方依頼を受諾した場合は『申請書』の提出を免除する。
16. 院外処方時に未採用薬を緊急処方として処方する場合、処方箋に手書きで処方追加し、後に『新規医薬品採用申請書』（以下、申請書）に必要事項を記載し、薬剤部に提出する（処方薬の事後入力については薬剤部で行う）。提出日が薬事委員会書類提出期限（開催月の第 1 金曜日 17:00）迄であれば今回薬事委員会にて院外専用薬として仮採用審議される。薬事委員会書類提出期限を超えた場合は次回薬事委員会にて院外専用薬として仮採用審議される。同医薬品が仮採用されても使用開始日（原則、薬事委員会開催翌週の火曜日）迄の期間に別患者に同医薬品の処方が必要な場合、同様の手続きが必要となる。
17. 院外処方にて未採用薬を臨時処方（処方日の 3 営業日以上前）する場合、事前に『申請書』を薬剤部に提出すれば、処方日に通常の電子カルテでの処方作成が可能である。申請書の提出日が薬事委員会書類提出期限（開催月の第 1 金曜日 17:00）迄であれば当月の薬事委員会にて院外専用薬として仮採用審議される。提出期限を超えた場合は次回薬事委員会にて院外専用薬として仮採用審議される。
18. 非常勤医による申請は、常設診療科の場合、所属長の下承を必要とするが、非常設診療科の場合は、内科系または外科系副院長の下承を得ることとする。また、それぞれの副院長が不在の場合は薬事委員長の下承を得ることとする。

## II. 医薬品の新規採用の基準

原則として次の基準によるものとする。

1. 薬価基準に掲載され、発売されているもの。およびこれに準ずるもの。
2. 同一組成及び同一含量の医薬品については、1品目採用とする。但し、剤型が異なる場合は、異種の医薬品とみなしこれを採用することができる。
3. 同種医薬品、同効医薬品については最少必要品目数とする。
4. 品質、効能、副作用、製造者の信頼性と薬品情報提供内容及び経済性を考慮する。
5. 原則、既採用医薬品を入れ替え、削除する方向で検討する。
6. 削除が予定されている医薬品については在庫状況に留意し、その消費後に新規医薬品を採用する。
7. 新規採用した医薬品は、申請した委員と診療科の責任において死蔵薬品とならないように配慮する。
8. 既採用の製品と比較して含量・成分・剤型が僅かしか異ならず、有用性に関して差が少ない医薬品については新規医薬品としての申請を自粛すること。
9. 用法の異なる同一医薬品は採用しない。
10. 頭文字3文字が同一医薬品は出来るだけ採用しない。

## III. 既採用医薬品の削除について

1. 委員会は、既採用医薬品の使用状況、複数規格や同種同効薬、名称、外観の類似性等を考慮して、定期的見直しを行い、品目数の削除及び在庫の消化に努める。尚、12ヶ月間使用のない医薬品については原則削除候補医薬品として審議する。
2. 使用期限切れを起し、院内在庫が無くなった医薬品については削除候補医薬品として審議する。ただし、緊急対応医薬品として常時在庫を置く必要がある医薬品の場合はこの限りではない。

## IV. 後発医薬品の採用切り替えについて

1. 院内での後発医薬品の使用促進の為、院内・院外共通採用又は院内採用の先発医薬品で後発医薬品（バイオ後続品を除く）がある場合は薬剤部で製剤工夫、供給体制、経済性等を総合的に判断した上で院内採用薬として正規採用薬への切り替えを委員会に申請できることとする。この場合、院内・院外共通採用で院内削除となった先発医薬品は院外専用薬として処方できることとする。

2. 院内・院外共通採用又は院内採用の後発医薬品（バイオ後続品を除く）よりも他の後発医薬品が品質、供給体制、経済性等が上回ると薬剤部が判断した場合、委員会の審議無しで切り替えることができることとする。この場合、院内・院外共通採用で院内削除となった先発医薬品は院外専用薬として処方できることとする。

（附則）この申し合せ事項は平成 14 年 5 月 21 日より施行する。

（附則）この申し合せ事項は平成 24 年 4 月 23 日より施行する。

（附則）この申し合せ事項は平成 26 年 4 月 28 日より施行する。

（附則）この申し合せ事項は平成 28 年 10 月 24 日より施行する。

（附則）この申し合せ事項は 2020 年 4 月 27 日より施行する。

（附則）この申し合せ事項は 2021 年 4 月 27 日より施行する。

（附則）この申し合せ事項は 2022 年 4 月 25 日より施行する。